

令和 6 (2024) 年度

シンガポール日本人学校中学部

Risk Management Manual

危機管理マニュアル

シンガポール日本人学校中学部

The Japanese School (Secondary Campus)

201 W Coast Rd, Singapore 127383

Tel: 6779 7355 / Fax: 6778 9710

目 次

I.	火災等・災害発生時の対応	2
II.	不審者侵入時の対応（テロ対応）	4
III.	事故発生に伴う緊急連絡体制	8
IV.	感染症・HAZE 対策など，保健関係の対応	10
V.	スクールバスの事故対応	14
VI.	生徒指導上の問題対応	16
VII.	緊急連絡先一覧	18
VIII.	職員緊急連絡網	19
IX.	避難経路	20
X.	報告・記録様式	22
XI.	記録様式	34

I 火災等・災害発生時の対応

1 火災発生前の対応

(1) 組織的に対応を図る体制を作る

本部長	校長	(職員を各係に配置)
副本部長	○教頭	(マスコミ対応など渉外)
救護係	○養護教諭, 各学年女性教員 1 名	(トリアージ・応急処置)
搬出係	○教務主任, 事務主任, 事務室職員	(要録などの搬出)
消火係	○校務主任, 避難誘導後の男性職員	(初期消火／経路確保)
警備・探索係	○生徒指導主事, 各学年男性職員 1 名	(不明者捜索)
第一避難所係	○安全担当	(安全の確保／今後の指示)

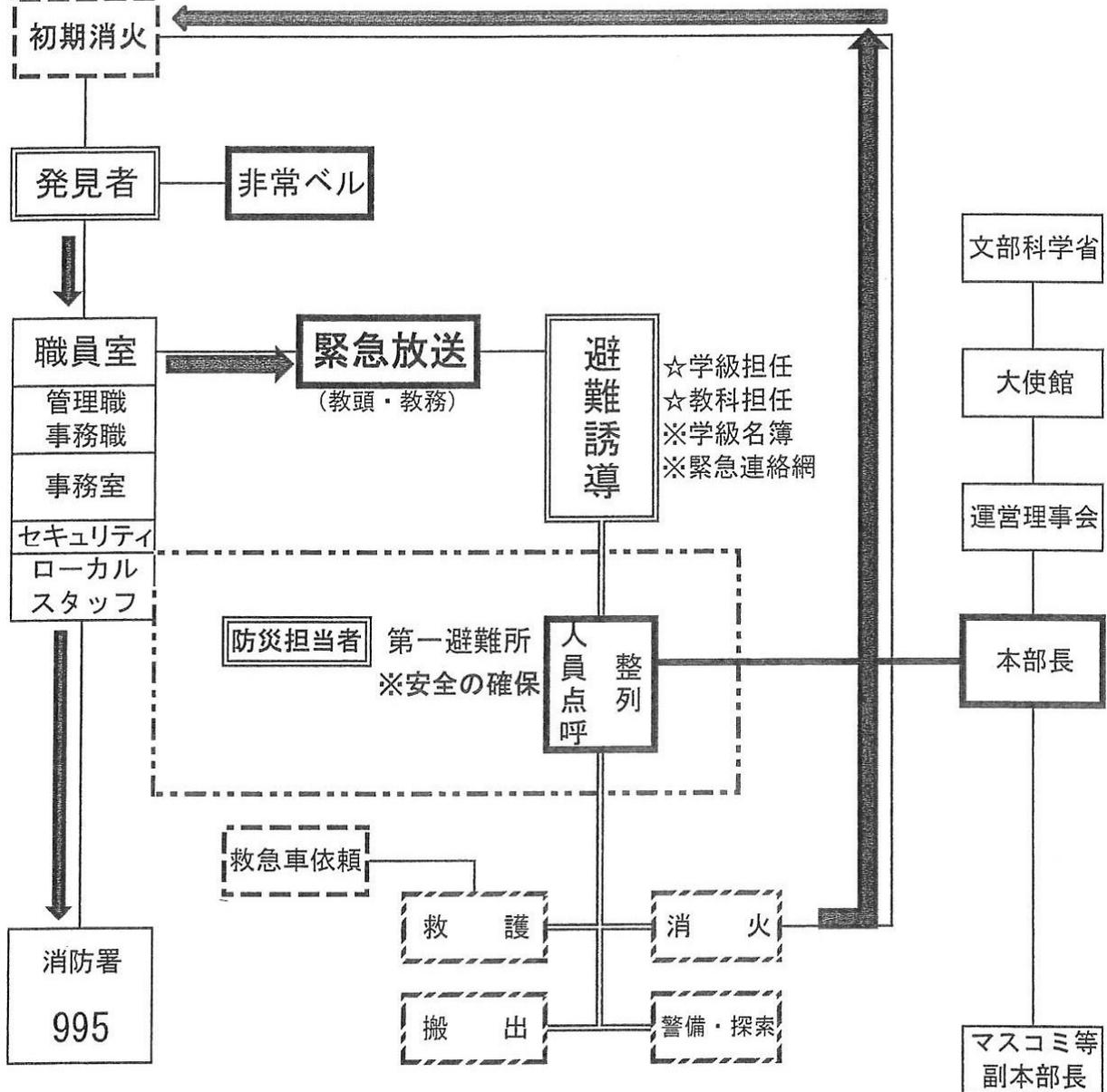
(2) 緊急避難訓練を計画的に実施する

- ① 避難経路の慣熟を目指し, 訓練を行う
- ② 命の尊さや防火・防災意識の高揚を図る

(3) 日常的に安全への配慮, 防災意識の高揚を図る

- ① 教室内の防火チェックを行い, 燃焼しやすいものを排除する
- ② 避難経路を明示し, 常に確認する (火災発生場所を想定に入れて)
- ③ 校内を定期的に点検し, 火災原因の除去など防火に努める (施設や環境の整備)
- ④ 避難経路の確保 (廊下・階段・非常口付近など)

2 火災発生時の対応

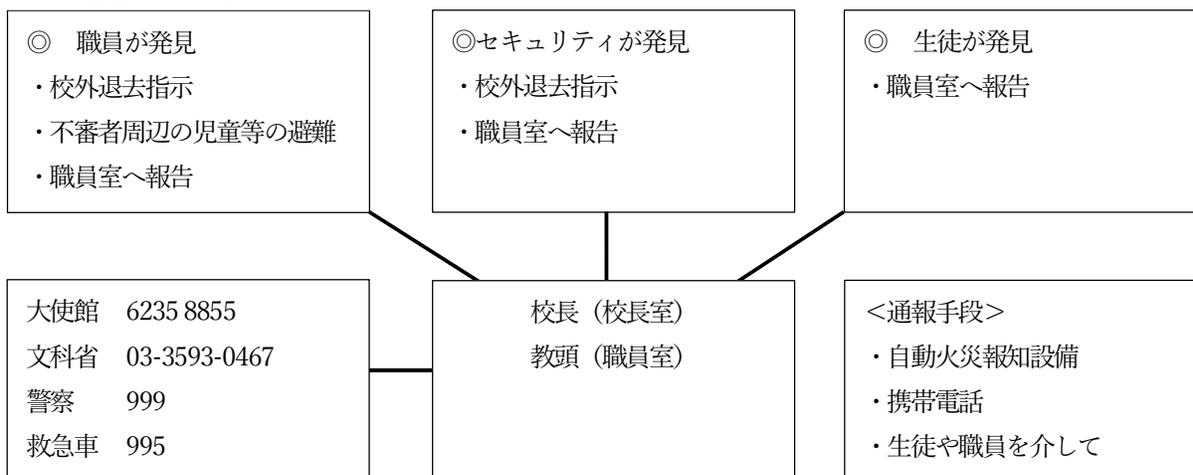


役割（主任）

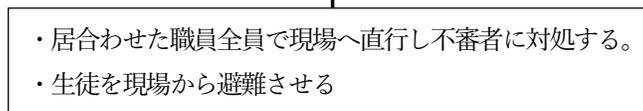
- 本部長 校長
- 副本部長 教頭（本部長補佐・渉外）
- 搬出 教務主任（重要書類搬出）
- 消火 校務主任（初期消火指示）
- 警備・探索 生徒指導主事（不明生徒等の捜査、部外者侵入阻止）
- 救護 養護教諭（トリアージ、応急手当）
- ※ 第一避難場所はグラウンド（サッカーゴール前）とする
- ※ 避難経路は、出火場所に応じて変更することも考える
- ※ 生徒の生命を最優先に考え、その後に消火活動などに当たる
- ※ 生命に危険が及ぶと思われる場合は、教職員も消火活動をやめ、避難をする

Ⅱ 不審者侵入時の対応①

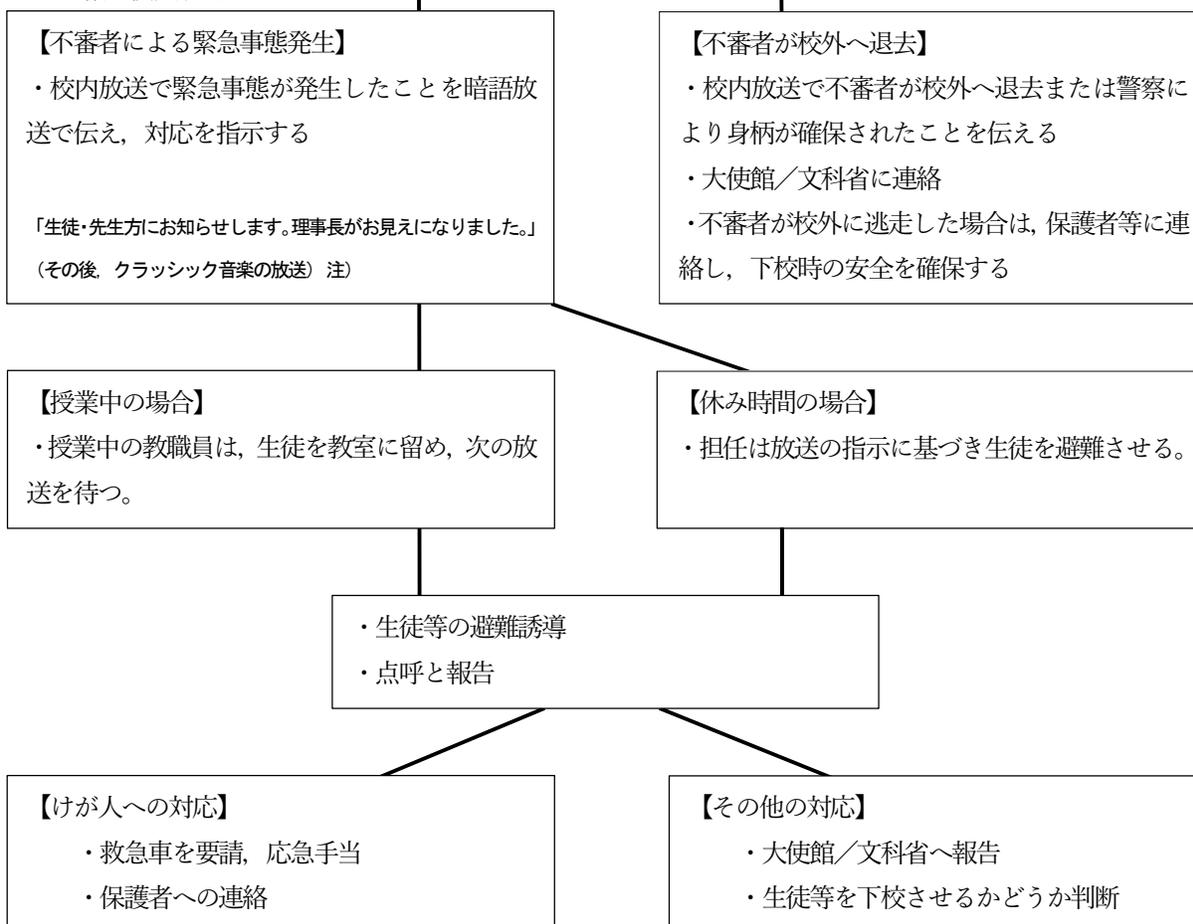
1 不審者のキャッチ



2 不審者への対応



3 通報・校内放送



◎役割分担

校長・教頭 指揮, 警察・報道機関への対応, 大使館・文科省への報告, 被害生徒等の家庭訪問

教務主任 避難誘導, 保護者への連絡, PTA 等の関係者への連絡

学年主任・担任等 避難誘導, 安全確認, 保護者への引き渡し, 被害生徒等の家庭訪問等

生徒指導主事 不審者への対処, 避難誘導

養護教諭 保健主事 応急処置, 救急車への同乗, 医療機関との連絡調整

事務職員等 電話対応, 各種連絡等

◎ 事件後の対応

- ・速やかに大使館・文科省と協議のうえ, 保護者会を開き, 説明を行う。
- ・事件の経緯やその後の学校の方針を示す。
- ・必要に応じて, 警察・関係者への巡回要請, カウンセラーの常時配置等を検討する。

Ⅱ 不審者侵入時の対応②…刃物・凶器などを持った不審者の侵入

1 発見・避難の指示・防御

- ・生徒等を避難させる。
- ・非常ベルや火災報知器等により、事件の発生を周囲に知らせ、注意を喚起する。
- ・通報装置、携帯電話あるいは生徒等を介して、職員室に通報する。
- ・大声を出したり、生徒等に指示したりして、他の教職員の応援を求める。
- ・机／いす／ほうき等により可能な限りの防御を行い、応援が来るまでの時間を確保する。

2 通報・校内放送

(1) 999 番通報と現場への急行

- ・999 番通報する（通報要領は、わかりやすい場所に掲示しておく）
- ・防御用の道具及び無線機／携帯電話等を携行し、教頭等が複数で現場に駆けつける。
- ・可能な限りの防御を行い、警察が到着するまでの時間を確保する。（警察の到着時間を把握しておく）
- ・教頭が出張等で不在の場合は、代替りの者（教務主任等）が対処できるよう、予め役割分担を決めておく。
その際、状況を職員室に連絡できるよう、無線機・携帯電話等を携帯する。
- ・他の教職員は周辺の安全な避難ルートや避難場所の確保にあたる。
- ・けが人がいる場合は、995 番通報を行うとともに、応急処置を施す。
- ・救急車等で病院に搬送する場合は、教職員が付き添う。

(2) 避難誘導の放送

- ・無線機／携帯電話等により現場から校内放送の担当に現場の状況を伝える。
- ・校内放送担当は、現場からの情報をもとに、生徒等を安全な場所に避難させる。
「全生徒は〇〇へ移動しなさい。」
- ・私語をさせず、速やかに移動させる。
- ・避難場所では、人員を確認し、入り口等を教職員が巡回し、安全の確保に努める。
- ・あらかじめ定めておいた役割分担及び対応方法等により対処する。

3 事件後の対応

- ・被害を受けた生徒等については、家庭訪問を行い生徒等および保護者の心のケアに努める。
- ・その他の生徒等についても、心のケア・安全教育など事後指導を行う。
- ・速やかに大使館／文科省と協議のうえ、保護者会を開き説明を行う。
- ・事件の経緯やその後の学校の方針を示す。
- ・必要に応じて、警察等への巡回の要請、カウンセラーの配置等を検討する。

避難訓練（不審者対応）

省略

Ⅲ 事故発生に伴う緊急連絡体制

緊急のケガ等の対応については、下記のマニュアルを参考に全職員が共通理解の上で対応する。特に、

頭部の損傷（意識がない）／循環機能の損傷（脈がない） ⇒ 救急車要請 995

首から上のケガ（顔など） ⇒ 医療機関に搬送

※ 救急要請の場合、地区の公立病院に搬送されます（中学部からは NIJH）

【ケガが発生した場合の基本対処】

状況把握を迅速かつ正確に行う。 「いつ、どこで、誰の、どこが、何をしていた、どうなった」

(1) 対応する先生

① 授業中 ⇒ 授業担当者

② 放課後／昼休み等休み時間 ⇒ 発見者および担任

③ 部活動 ⇒ 顧問

心肺停止／呼吸停止の際は直ちに AED を使用する。

(2) 応急処置

・緊急時は全教職員で対応にあたるため、必ず管理職へ報告する。その後、校長の指示に従う。現場では複数の職員で対応し、教頭・教務・学級外は直ちに動ける体勢をとっておく。

・状況によっては、日本人会クリニック（毛利先生）に相談する。

・医療機関受診に当たっては、保護者に連絡をとり、保護者に迎えに来ていただく。場合によっては教員または養護教諭が付き添う。

・教員が付き添う場合は家庭のかかりつけ病院か、希望した病院を受診する。その際に健康調査票を持参

・救急車の要請は、原則として管理職と養護教諭が相談の上、判断し決定する。救急車を呼んだ場合、救急車に付き添うのは原則として生徒の所属学年の教員（または養護教諭）および英語科教諭（通訳のため）とする。

（生徒名、誕生日、性別、状況、症状など、予め聞かれる情報を把握した上で通報する）

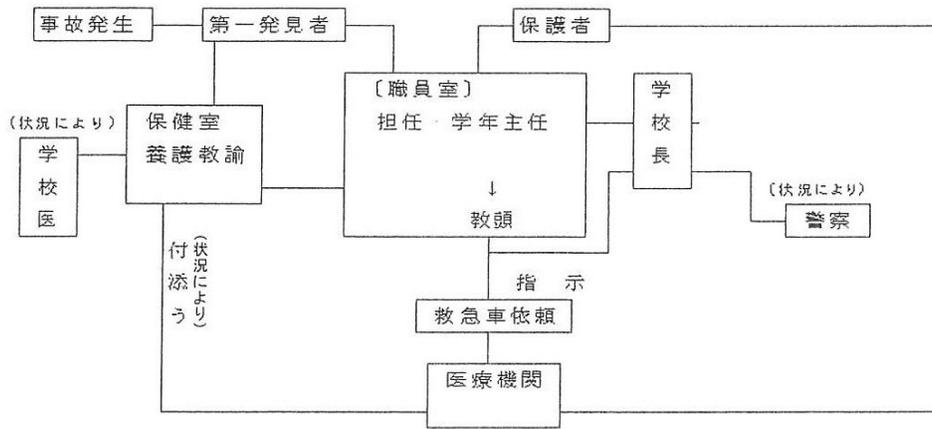
・担任（学年主任）は事故発生の状況を把握し、状況説明を含めて保護者への連絡を行う。

（安易に「大したケガではない。」と言わないこと。後で症状が悪化する場合もある。親にとっては大ケガと感ずる場合もある。）

・対応した者が、1週間以内に「校内事故報告書」を作成する。

(3) 緊急連絡体制の組織図下記の組織図を用いて緊急連絡を行う。

救急体制対応マニュアル



IV 感染症 HAZE 対策など、保健関係の対応

1 インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む）

(1) 情報収集

- ① 毎日の欠席状況、保健室利用状況により、感染症等による欠席者の推移を確認する
- ② 小学部や近隣幼稚園、ローカル校等での罹患者情報を交換・収集する。
- ③ シンガポール保健省のウェブサイトなどから最新の情報を収集する。
- ④ シンガポール教育省からの情報から最新の情報を収集する。

(2) 医療機関との連携

- ① 生徒のよく通院する医療機関と定期的に連絡をとり、発生の状況や予防措置などについて情報を交換するとともに、コンサルティングを受ける。
- ② 医療機関と連絡をとり、患者への対応を確認する。

(3) 小学部との連携

- ① 欠席や対応状況について連絡をとる。

(4) 保健室対応・管理職対応（特に、兄弟関係により感染の拡大が心配される場合）

- ① 学級閉鎖、学校閉鎖への対応
 - ・兄弟関係もあり、対応に差がでないように配慮する
 - ・学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条やシンガポール国内法等に基づき、校長が感染の拡大等の状況を考慮して決定する。

(5) 保護者への情報周知

- ・学級閉鎖措置を行う場合等、臨時の対応文書をもって周知する。
- ・ケースにより、ホームページに情報を掲載する。（事務局了解のもと）
- ・早期に退校させる措置を取る場合や、緊急に登校を遅らせる場合など、緊急を要する場合には、メールで情報を最優先に流し、後に文書をつける

(5) 外部への連絡

- ・緊急の事態が発生した場合は、保健省など、関連機関への連絡を速やかに行う。
- ① National Environment Agency (NEA) 1800-2255 632 Call Center
 - ② Health Sciences Authority (HAS) 6213 0838
 - ③ Ministry of Education (MOE) 6872 2220
 - ④ 日本人会クリニック 6467 0070（日本語）, 6469 6488
 - ⑤ 日本メティカル케어 6474 7707（クレニーグルス院）

2 病害虫対策等

シンガポール国内では、特にテング熱の発生が心配される地域であり、その媒介となるのが「蚊」である。その他にも病気の原因となるものや、生徒に危害を加える恐れのあるものについて、以下の対策を取るものとする。

(1) 防蚊対策

- ① 毎週月曜日夕刻からの、防蚊対策として、薬剤の散布を行う。
- ② 校内に防蚊担当（校務主任）を置き、定期的な安全点検と併せて、ボウフラの発生源である水たまりなどの有無を確認する。
- ③ 常に清掃を心がけ、蚊が卵を産まない環境を作る。
消毒委託業者：Rentokil Initial 6347 8138

(2) 毒蛇対策

- ① 校内においては、蛇が隠れ済むような場所を作らないように、草刈りなどをガーデナーと連携して行う。
- ② 蛇が生息しそうな場所を確認し、そうした場所の改良に努める。
- ③ 万が一、発見した場合は、発見者が付近にいる教職員に連絡し、連絡を受けた教職員は、付近一帯に生徒が近付かないように、立ち入り禁止処置を行う。
- ④ 一方で、他の教職員の手を借りて、蛇駆除会社へ速やかに連絡を取り、駆除の依頼をする。
(管理職などの判断なく依頼してもよい → 連絡後に直ちに報告する)
- ⑤ 緊急放送を流し、発見現場付近に近寄らないように注意喚起をするとともに、部活動などに支障がある場合については、発見現場付近での部活動について、会場変更または中止の対応とする。
- ⑥ 発見場所周辺の安全が確実になった時点で、立ち入り禁止措置を解除する。

(3) 蜂対策

- ① 普段から蜂の巣の有無をチェックする。(特に、教室外側の高木)
- ② 巣を発見したものは、教頭まで報告する。
- ③ 教頭または職員は、業者に駆除依頼を出す。
- ④ 生徒は刺されないように各自が注意するとともに、近寄らない、刺激を与えないなどの指導をする。
毒蛇・蜂の巣駆除業者：Rentokil Initial 6347 8138

(4) ゴキブリ／ネズミ／シラミなど

・環境の整備とともに関係機関と連絡を取りながら、早急な対応を図るものとする。

校内や校舎周辺を徘徊する野良犬

AVA (Argi-Food & Veterinary Authority of Singapore) 1800 4761 660

3 HAZE（ヘイズ）対策

HAZE（ヘイズ）とは、インドネシアのスマトラ島やカリマンタン島の焼畑農業や山火事の煙や排気ガスなどの微粒子が原因となって起こる大気汚染である。HAZEはインドネシアの乾季である4月から10月にかけて悪化し、汚染された大気は南西モンスーンによって隣国のシンガポールやマレーシアをも覆い、健康への影響が懸念される。

(1) PSI（大気汚染基準指数）

HAZEの季節には、外部の景色が霧がかかったように見えたり、焦げ臭いにおいを感じることもある。シンガポールやマレーシアでは日本の気象台に相当する政府機関（Meteorological Service）が常に大気の状態を科学的方法で調べ、大気汚染指数（PSI）として発表しており、大気汚染の状況を数値で知らせている。PSIはストレーツタイムズなどの新聞やテレビの天気予報、シンガポール国家環境庁（NEA）のウェブサイト（<http://www.nea.gov.sg/psi/>）で知ることができる。

(2) HAZEに関する勧告基準

PSI 数値	健康への影響
0 - 50	良好な大気状態。一般的に影響なし
51 - 100	やや不良。一般的に影響なし（ごく軽度の症状の出現の可能性）
101 - 200	不健康。長時間にわたる野外での活動を減らす
201 - 300	非常に不健康。長時間にわたる野外での活動を避ける。屋外での運動を最小限に抑える。
301 -	大変危険。屋外での運動を極力控える。屋外での運動は避ける。

(3) HAZE への対策

シンカポール日本人学校校長会は、平成25年6月にHAZE対応策を定め、令和5年5月にPSI指数による活動の制限の見直しを行った。毎朝9時の段階でPSI数値を職員室及び保健室に掲示し、注意喚起をする。

ヘイズの対する対応について

令和5年（2023）5月12日

シンガポール日本人学校 校長会

シンガポールでは「ヘイズ」が時々発生し、市民生活・学校での活動への影響が心配されます。児童・生徒への健康被害を防ぐため、シンガポール日本人学校校長会として政府関係機関が示す下記の表を参考にして以下のような対応をおこなっていきます。

1 PM2.5 が 56～150 または PSI が 101～200 の場合

① 小学部では、屋外での運動（水泳も含む）を控えます。屋内での運動は実施します。

中学部では、屋外での長時間の運動または激しい運動を控えます。

2 PM2.5 が 151～250 または PSI が 201～300 の場合

① 小学部・中学部ともに、屋外での運動（水泳も含む）を控えます。屋内での運動は実施します。

② 必要に応じてN95等高機能マスク等の着用を推奨します。

3 PM2.5 が 251 以上または PSI が 301 以上の場合

① 政府関係機関の指示に従います。（臨時休校の場合もあります。）

② 校外活動については中止します。

4 登校後に上記3になった場合、屋内での学習を実施し通常通りの下校とします。

5 これらの対応は学校所在地の計測値をもとに判断し、対応は各学校ごととします。

ヘイズに関する基準

健：健康な人、子：子ども

PM2.5			PSI		
0～55	普通		0～50	良好	
56～150	少し高い	屋外での運動を減らす	51～100	普通	
151～250	高い	向こう1時間外での運動を避ける	101～200	不健康	屋外での長時間または激しい運動を減らす
251 以上	非常に高い	外出や外での行動を最小限にとどめる	201～300	とても不健康	健：屋外での長時間または激しい運動を避ける 子：屋外での運動を最小限に抑える
			301 以上	危険	健：屋外での運動を最小限に抑える 子：屋外での運動は避ける

V スクールバスの事故対応

大規模なバス事故が発生した場合、事故現場・学校（対策本部）・病院の3拠点で対応が必要となる。それぞれ、事故現場（教頭）・学校（校長、教務主任、本部バス担当）・病院（校務主任、当該バス担当）が中心に対応する。

1 「事故発生～本部設置まで」

- ① バス会社／代表生徒⇒協同組合事務局：事故報告。事務局は教務に指示し、事故対策本部の設置を指示。
- ② 校長⇒教頭・校務主任・当該バス担当・支援教諭（英会話可能者）：現地に向かわせる。
路線名簿、カメラ（スマホ等）を携行する。
- ③ 校長：校長室に対策本部を設置し、要員を招集。
本部：校長・教務主任・本部バス担当・理事長・会計理事・バス委員長・事務局バス担当
- ④ 教務⇒校内職員：事故内容と対策本部設置を伝え、職員に職員室で待機するよう指示。

2 第一事故対応：本部・職員室

<職員室>

- ① 本部バス担当⇒担任：乗車生徒の家庭へ事故連絡をするよう指示。
- ② 担任⇒該当生徒の家庭：電話連絡。病院などへ向かう場合は、保険証・パスポート・IDカードなどを携行するよう連絡。
- ③ 担任⇒学年主任⇒教務：連絡状況を取りまとめる。

<校長室（本部）>

- ④ 教務：学年主任からの連絡状況を一覧表に記入。

3 第二事故対応：現場・本部・職員室

<現場>

現場急行メンバー：教頭、当該バス担当・校務主任・副理事長・事務局(Ms Ng)・バス運行委員長・当該バス地区委員、バス会社（UNITED BUS SERVICES PTE LTD）、支援教諭

- ① 教頭⇒本部バス担当：事故の状況、けが人と（搬送された場合）病院を本部に連絡。教頭はそのまま現場対応
- ② 教頭以外：負傷生徒と病院へ帯同。（※ 運行副委員長は自宅待機）

<校長室（本部）>

- ③ 本部バス担当：教頭からの連絡を一覧表に記入。

<職員室>

- ④ 本部バス担当⇒担任：病院搬送生徒の名前、ケガの状況を、第二報として家庭に連絡するよう指示。
- ⑤ 担任⇒学年主任⇒教務：第二報の連絡状況を取りまとめる。

<校長室（本部）>

- ⑥ 教務：第二報の連絡状況を一覧表に記入。

4 第三事故対応：現場・病院・本部・職員室

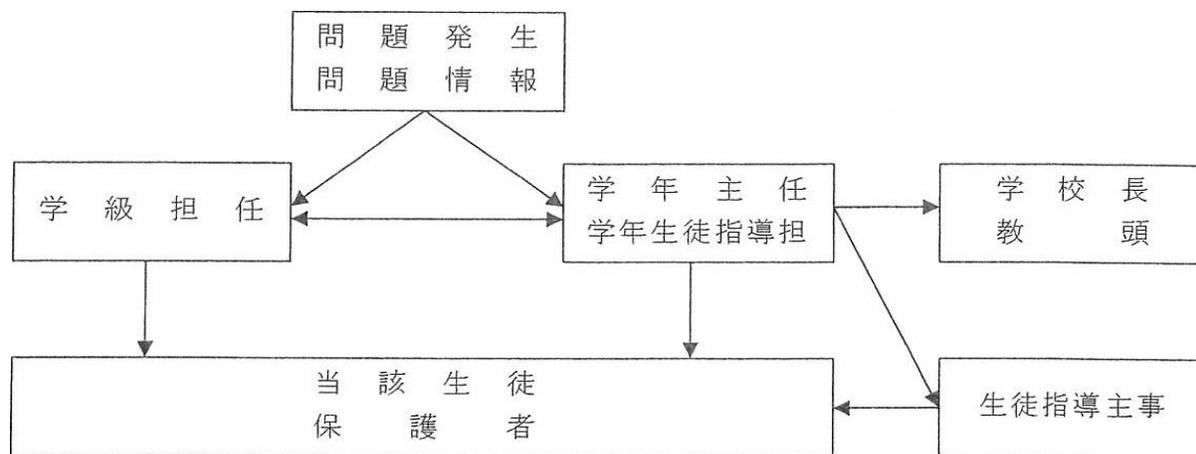
<病院> 本部の指示で、バス運行副委員長が合流する

- ① 当該バス担当⇒本部バス担当：生徒の状況を可能な限り把握し、連絡。
- ② 校務主任：病院に場所を確保し、病院に駆け付けた保護者の対応。

VI 生徒指導上の問題行動

問題発生後の対応は、必ず学年主任・学年の生徒指導担当に連絡をしてから担任が中心となって対応する。各学年で発生した事柄については、週に1回行われる生徒指導部会で話し合い、各学年間での連絡を密にする。そのような対応を通じて、問題およびその後の指導についての共通理解と同一歩調の体制で臨み、学年・教職員間での不信・不安感のない円滑な生徒指導を行う。

また、問題行動は早期発見・早期指導が大切である。普段の生活態度や授業態度、生徒の変化、生徒からの情報などを学年が中心となって話題に上げながら問題行動を未然に防ぐ生徒指導を心がけていく。



- ・情報伝達は、基本線にしたがい速やかにかつ正確に行うこと。
- ・当該生徒に対する指導と保護者への連絡は、状況に応じて対処する。
- ・担任から直接管理職への報告ではなく、この系統で連絡する。

緊急時は、学年主任から管理職への報告をして、生徒指導主事へは後から報告する。

- ・すべての職員は連携を取り、共通理解のもとに指導にあたる。

問題行動後の指導方法

指導主体・内容	対応する問題行動
A) 授業担当者	○授業態度不良：おしゃべり／怠慢／提出物の未提出／生徒トラブル（けんか・暴言）
B) 担任	○繰り返し授業態度に改善が見られない場合 ○器物の破損（机落書き含む）⇒「施設等の破損に係る報告書」の記入
C) ※ 学年主任 学年生徒指導担当	○不要物（菓子・ゲーム・マンガ等）の持ち込み 預かる→保護者連絡→保護者に学校に取りに来てもらう。 ※ただし、携帯電話・音楽再生機の預け忘れの場合は 1 回目のみ嚴重注意し、家庭連絡後に本人返却。 2 回目以降また度重なる不要物の持ち込みの場合、保護者面談の上で保護者に返却する ○対教師への暴言・反抗 ○エスケープまたはそれに類似する行為 ○いじめ ○金銭強要（場合によってはD, E） ○盗難（場合によってはD, E）
D) ※ 管理職	○対教師暴力 ○万引き ○度重なるいじめ ○喫煙 ○総合考査における不正行為
E) ※ 出席停止	○他の生徒への危害が考えられる場合 ○著しい授業妨害

※ 保護者の来校もしくは家庭訪問

- ・授業での問題行動を授業担当者が見逃さないようにしていく。
- ・担任・学年主任・生徒指導担当などと連携して、複数で指導するようにしていく。
- ・女子の指導に女性の先生が加わるのが望ましい。
- ・A から E は目安であって、状況に応じて臨機応変に対応する。
- ・指導にあたっては、絶対にひとりで抱え込まず、他の教員と連携すること。
- ・報告・連絡・相談を確実に行う。
- ・職員室での教員同士の生徒についての何気ない会話を大切にしていく。
- ・指導に関わった職員が生徒指導連絡会の記入用紙に記入する。
(Common→分掌→生徒指導部→生徒指導連絡会→生徒指導連絡会記入表)
必要に応じて別紙で記録を取り、保存する。
- ・器物の破損の場合は、器物破損等報告書をコピー添付して記入する。
(Common →分掌→生徒指導部→施設等の破損に係る報告書)
- ・特にいじめなど、長期にわたる指導については、指導経過を必ず記録しておく。
- ・生徒指導上継続した指導が特に必要な生徒については、生徒指導カルテを作成し、記録を残し、次年度以降に指導がつけられるようにする。
- ・当該学年に在籍中の転出生徒の扱い：授業時間中は校舎への立ち入りを禁止する。(正門外) ただし、行事など当該学年教員で対応可能な場合は、校内(会場)への立ち入りを許可する。

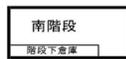
VII 緊急連絡先一覽

省略

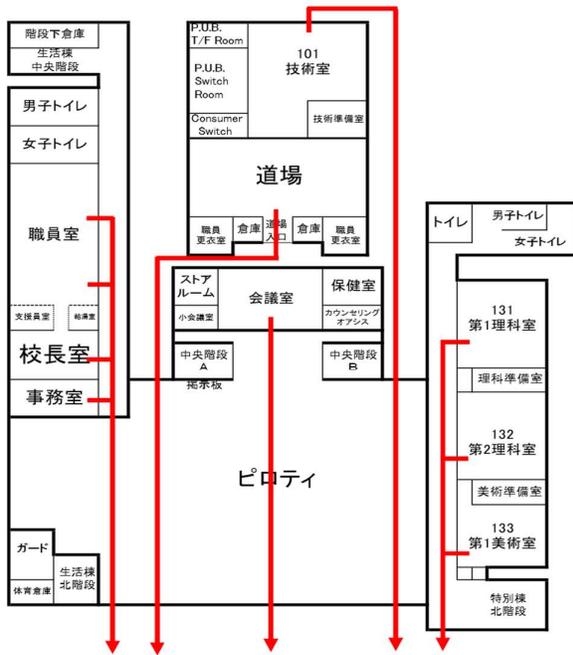
Ⅷ 職員緊急連絡網

省略

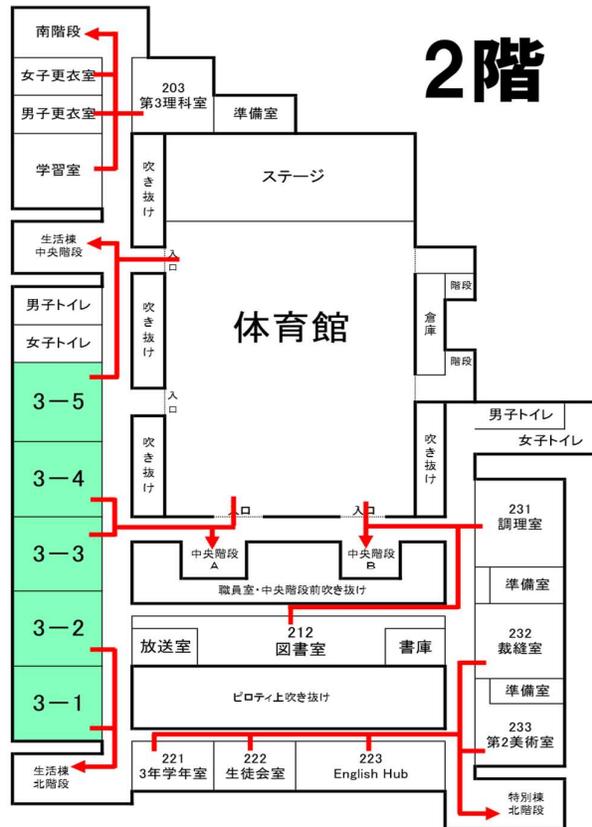
Ⅹ 避難経路



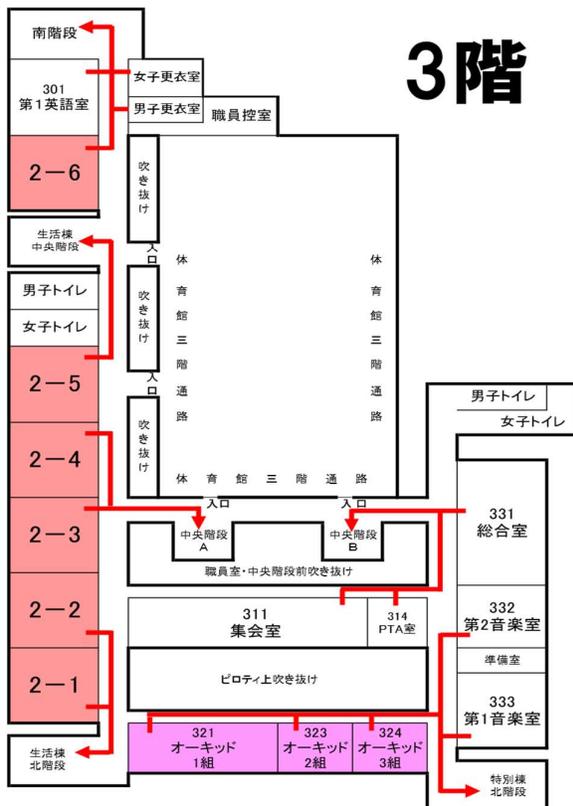
1階



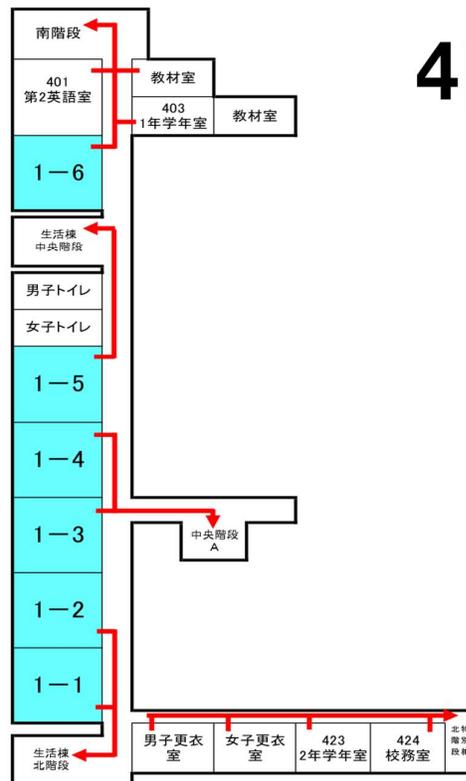
2階

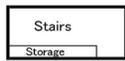


3階

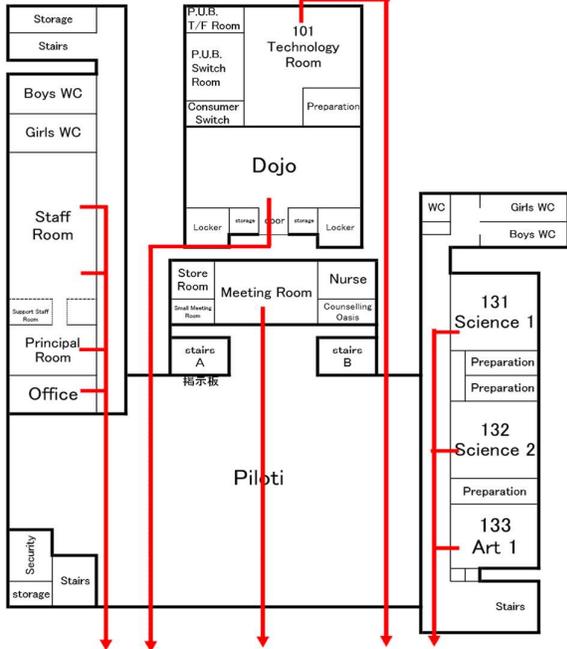


4階

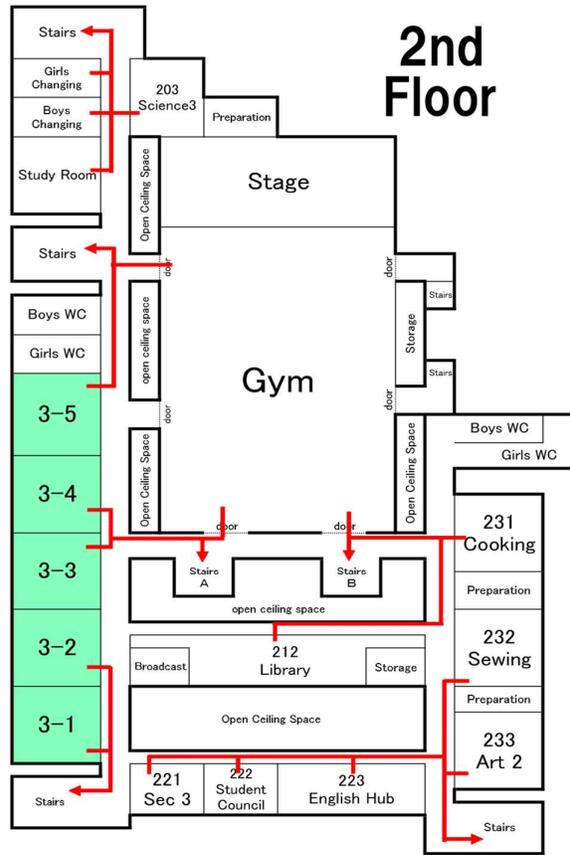




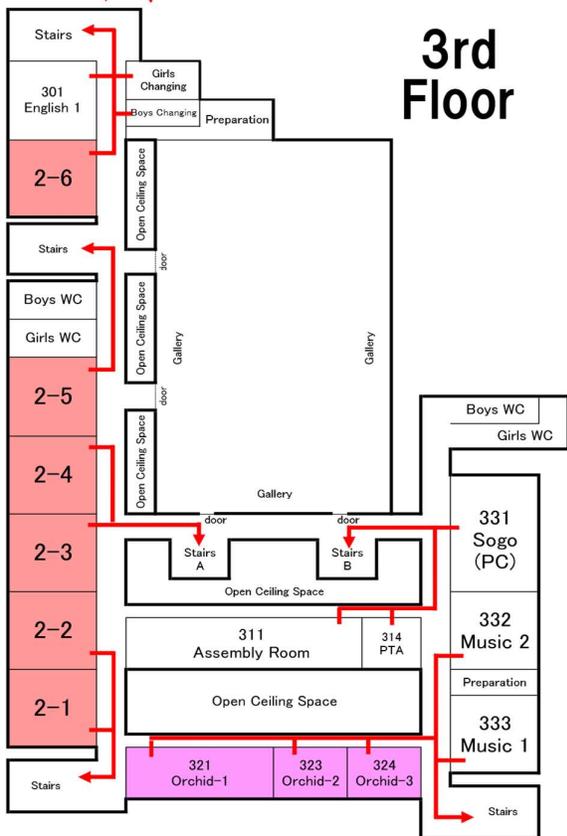
1st Floor



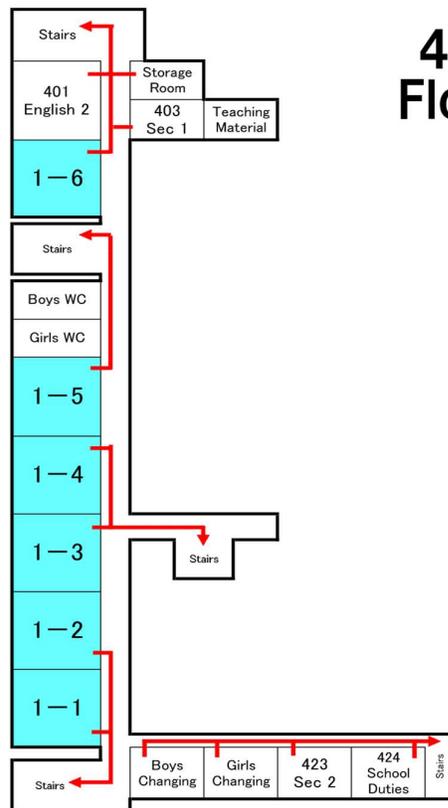
2nd Floor



3rd Floor



4th Floor



チェックリスト

省略